

# 掛川市健康医療シンポジウムに係る御質問（回答）・御意見

## 1 御質問

(1) 条例ということは、強制力を持つということですか？

【回答】「掛川市健康医療基本条例」は、特に、強制力を持つものではありません。

条例とは、地方公共団体がその事務について、国の法令（法律、政令など）に違反しない範囲で地方公共団体の議会の議決を経て制定する法規で、行政上の義務を課したり、権利を制限しようとするとき、原則として条例を制定してその内容を定めています。

また、条例には、議会のあり方を定めた議会基本条例などの「理念条例」と、住民の生活に関するものを定めた「政策条例」に大きく分けられ、この条例は、「理念条例」に位置付けられています。

この条例が制定された意義は、議員発議のため、理念の正当性が確保されていること、また、理念を定めることで行政運営の指針になるためと考えています。

## 2 御意見

(1) 「終わりよければ全てよし」的最期を迎えるために、「信仰」の力も取り組むべきかと思えます。

(2) 自宅で看取るには、医師の訪問診療、往診、訪問看護、薬剤師の関わりが不可欠です。医師会や他専門団体の取り組みを具体的に説明して頂ける機会がほしい。（一般市民向け）

(3) 掛川市の行政、議会、市民、医療者の本気度がよく分かりました。シンポジウム開催たいへん良かったです。

(4) ヘルパーが少ないではないか。

(5) 私自身も独居老人（長男→札幌 長女→福島）なのでご近所の間人間関係が大切。私自身も皆が私の事を見て下さると言う思いもあり、私自身も隣人関係をいつも頭の隅においています。老人会等、人との交流は大切。多くの人と繋がりたい。

(6) 議会主催のシンポは、議員さん方の積極性を高く評価したい。シンポは、4人の方に前段の講演について、それぞれの立場から意見を述べてもらうようなことをして欲しかった。コーディネイターの出番、調整する場がなく残念であった。4人の考え方の発言なら紙面で足りる。意見交換を聞きたかった。